

上毛町行政改革大綱

平成19年3月

上毛町

目 次

第1	行政改革を推進する基本的な考え方	1
1	必要性	1
2	趣 旨	1
3	基本理念	2
第2	行政改革の推進項目	3
1	事務事業の見直し	3
2	組織、機構の簡素化	4
3	定員及び給与の適正化	4
4	職員の育成及び意識改革	5
5	公共施設の改廃及び運営改善	6
6	経費の節減合理化等財政の健全化	8
7	行政の情報化等行政サービスの向上	8
第3	地方議会の組織及び運営の合理化	9
第4	今後の行政改革の取組み	10

第1 行政改革推進の基本的な考え方

1 必要性

上毛町は、平成17年10月11日に新吉富村及び大平村の合併により誕生しました。合併調整の過程で、旧村において行われていた各種の事務、事業については、一定の整理が行われたものの、実質的に積み残しとなったものも存在します。

住民の多種多様なニーズに対応することは望ましいことではありますが、合併後の状況の推移、特に財政の状況をみると、旧村において従来から提供されてきた諸サービス及びその実施体制について、本町としてのあり方を改めて見直す必要があると考えられます。

社会経済の状況をみると、本町における地方税収が大きく伸びることは期待できません。また、少子高齢化、高度情報化、国際化といった社会情勢の変化に伴い、新たな行政需要が生じることが予想されます。地方分権の推進による権限の移譲が求められる一方、地方交付税の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮減などにより、本町では、非常に厳しい財政経営を強いられています。そうした状況の中で、地域の個性や独自性が発揮できる体制づくりが急がれます。

このため、新たな行政需要への対応を想定しつつ、今後のまちづくりを進めるためには、肥大化した行政システムの構造を改革し、より簡素で効率的な行政運営を行うことにより、自治体を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、住民サービスの向上を図る必要があります。

2 趣 旨

本町においては、合併協議における確認事項に基づき事務事業が進められています。しかし、町の規模や財政状況に照らして、早期にその見直しを行い、身の丈にあった活力のある行政とする必要があります。

現状では、公共施設の重複による無駄や負債を抱えている第三セクターの経営等の問題があります。これらについては、公共施設の統廃合やその運営形態の見直し等を積極的に行うべきであります。

さらに、本町の厳しい財政状況を直視し、町における主要施策についても、その優先順位を明確にしたうえで実施する等、新たな視点での行財政経営を行うことが必要です。

地方分権に伴い、地域の特性を活かした自主的、自立的なまちづくりが求められています。このような中、「住民福祉の増進」と「町の発展」を目指し、総合計画で掲げた新たなまちづくりのために、時代と環境の変化に的確に対応した行政運営を推進して参ります。

3 基本理念

本町では、厳しい財政状況乗り越え、新たなまちづくりを進めるために、行政の全業務において住民ニーズに即した効率的かつ効果的な行政運営に取り組みます。そのために、次に掲げる「健全な財政運営」「効率的な行政サービス」「協働のまちづくり」の3項目を柱として、上毛町総合計画の将来像である『みんなでひらく上毛の未来』の実現を目指します。

○ 健全な財政運営

本町の財政は、町税収入の伸び悩みや地方交付税の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮減などにより、深刻な財源不足に陥っています。さらに、少子・高齢化等による社会保障費の増加や地方債の償還（町の借金の返済）などにより大変厳しい状況です。このような逼迫した財政状況を打開し、安定した財政基盤の確立を図るため、経常経費の節減、地方債発行の縮減に努め、必要性、緊急性、効率性、費用対効果等を十分に検証し、主要事業の展開を図っていきます。

また、各職員がコスト意識を自覚し、最小の経費で最大の効果をあげるよう努めながら、ムダのない健全な財政経営を行います。

○ 効率的な行政サービス

これまでも多様化する住民ニーズに応えるべく、各種の行政サービスを実施してきましたが、財政状況が逼迫する中、合併により拡大した行政サービスを効率的に行うために、行政のスリム化が必要となります。

このため、従来の行政サービスの効果等を評価する必要があり、評価のためのシステムづくりに取り組みます。

また、多様化する住民ニーズを的確に把握し、必要なサービス提供に向けた効率的な行政組織を確立します。地域の政府としての力量を備え、信頼される行政を目指し、職員の育成及び意識改革を図ります。

○ 協働のまちづくり

これからは、行政から住民へのサービス提供というだけでなく、住民発議、住民参画等、住民と行政の協働によるまちづくりが求められています。「住みよく明るい元気なまち・上毛町」にするために住民と行政がそれぞれ責任と役割を分担し、お互いがより良きパートナーとして協働することが必要です。

そのために、コミュニティ意識の醸成を図り、住民参画の下での開かれた行政、住民と行政が一体となって取り組む協働のまちづくりを進めていきます。

第2 行政改革の推進項目

1 事務事業の見直し

行政改革にあたっては、すべての事務事業についてその成果・効果や達成度を検証することが必要です。そのため、一定の期限を定めて事務事業評価を実施するための作業組織の設置を検討します。

また、町が支出している補助金のうち法令外補助金については、上記検証の一環として、その目的と効果の観点から抜本的な見直しを行い、今後の支出のあり方を明確にします。

(具体的検討事項)

- ・ 施設警備、清掃業務の民間委託

現在は、各公共施設の警備、清掃業務は臨時職員に担当させていますが、経費節減の観点から、これを民間に委託することを検討します。

- ・ ごみ回収業務の民間委託

現在は、ごみ回収業務を直営又は委託により実施していますが、経費節減の観点から、これを民間に委託することを検討します。

- ・ 学校給食の見直し

現在、学校給食業務については、自校方式を採用していますが、これを1箇所に統合することを検討します。また、食の安全性を確保することを条件として、民間委託の導入についても検討します。

- ・ 出張所の廃止

情報ネットワークの導入や各種証明書類の自動交付機等の導入により、行政サービスが充実、迅速化した場合には、出張所の廃止を検討します。

- ・ 補助金等の見直し

新しい行政需要に対応するため、すべての補助金について毎年ゼロベースで適否の判定を行うとともに、行政効果が認められないものについては廃止します。特に、個人への補助金等（敬老金等）については、その減額・廃止を含めて検討します。

- ・ 各種団体への事務処理等のサービスの見直し

団体等に提供している事務処理等のサービスについては、5年以内に段階

的に廃止する方向で、指導内容を含めスケジュールを設定します。

2 組織、機構の簡素化

事務事業を円滑に遂行するため、従来の縦割りの組織について見直しを行い、政策や事務事業のくくりに応じた組織機構を構築するとともに、意思決定や対応の迅速化を図るため、より簡素化を図ります。そのために行政責任を明確にしたプロジェクトチームやグループ制などより柔軟に対応できるような組織編成を検討します。

(具体的検討事項)

- ・ 企画調整部門の強化

企画調整部門の強化により政策形成能力の向上を図るとともに、企画調整部門がリーダーシップを執り、全庁的な業務の調整に務めます。

- ・ 重点施策に対するプロジェクト型組織の構築

重点施策については、担当課との協議を行うプロジェクトチームを結成し、企画業務終了後は速やかに実施担当課に移管するという組織編成を検討します。

- ・ 一部事務組合等の見直し

各種の一部事務組合及び連絡協議会等について、それぞれの意義を再検討し、本町の加入状況について見直しを行います。

- ・ 第三セクターの見直し

第三セクターの設立目的や経営状況について検証を行い、出資の状況を見直すとともに、民営化について積極的に検討します。

- ・ 機能的な組織、機構の再構築

行政サービスの向上と事務の効率化に留意し、積極的に行政機構の再編を行い、組織階層の簡素化を図ります。

その際に、責任分担を明確化したグループ制、チーム制の導入について検討を行う等「縦割り」の弊害是正に努めるとともに、全庁的、横断的な取り組みの強化を図ります。

3 定員及び給与の適正化

職員配置の合理化を図るため、事務事業に対応する職員数の数値目標を具体的

に設定するとともに、早期退職勸奨制度の活用も含めて定員管理を行います。

歳出面において大きな比率を占める職員給与等の人件費は、できる限り抑制されるべきであり、適正な定員管理に努めます。

(具体的検討事項)

- ・ 定員の適正化

国が示す定員管理モデル等を参考にしながら、定員適正化計画の中で数値目標を具体的に設定し、年度別に進捗管理を行いながら人員削減を図ります。また、臨時職員、嘱託職員の担当する業務については、アウトソーシングを検討します。

- ・ 委員会、審議会の整備縮小

各種委員会、審議会について見直しを行い、同種のものについては廃止を検討するとともに、構成人数についても縮小を図ります。

- ・ 多様な人材確保

行政需要に対応するため多様な人材の確保に努め、専門性のある部門については中途採用などにより対応を図ります。

- ・ 職員給与等の適正化

職員給与等については、国公準拠を基本に、住民の理解と納得が得られる制度及び水準とするように努めます。

- ・ 職員の時間外勤務等の見直し

職員の時間外勤務及び職員等の旅費支給実態を把握し、その内容を点検する体制を整えるとともに、必要な見直しを行います。

4 職員の育成及び意識改革

職員の意識や能力は、組織全体の活性化に大きく影響します。そのために、効果的な研修プログラムの作成と自己啓発により職員の意識改革と政策形成能力の積極的な育成を図ります。

また、職員一人一人の能力や業績を積極的に評価し、評価に基づいた人事管理を行うとともに人材育成基本方針を策定し、長期的かつ総合的な職員の能力開発に努めます。

(具体的検討事項)

- ・人材育成基本方針の策定

職員の技量・技能を向上させるため人材育成基本方針を策定し、職員の意識改革を図ります。

- ・多彩な職員研修

既存の研修所での研修のほか、専門的な知識や技術が得られるよう多様な研修機会を提供します。特に、電子自治体の構築に向けて職員の情報処理、事務処理能力の向上を図るため、IT研修等を積極的に実施します。

- ・職員の人事交流

国、県及び民間企業との人事交流を図り、ネットワークを広げながら職員意識の向上を図ります。

- ・人事、昇格等のシステムの構築

職員の意欲を引き出すために、自己申告制度の導入や昇給、昇格の適正な基準等を定めることについて検討します。

5 公共施設の改廃及び運営改善

合併に伴い旧村からすべての公共施設を引き継いでいますが、利用目的が類似した施設も多く、統廃合を含めてそれらの管理運営のあり方を早急に見直します。

施設の管理運営の方式については、指定管理者制度の導入により、住民ニーズに沿ったサービスの強化に取り組み、効果的、効率的な施設運営を図ります。

国民健康保険直営診療所については、その運営状況に照らし、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターと統合した形での民営化を目指します。

現在第三セクター方式で運営している大平楽、さわやか市「大平」及びふるさと手づくり村については、その配置に照らして、統合した形での民営化を図ります。

(具体的検討事項)

- ・公共施設の見直し

本町における公共施設の配置状況、利用状況等について見直しを行い、利用目的の類似した施設については統廃合の可能性を検討し、廃止できるものについては廃止します。

- ・公共施設の指定管理者への管理運営の委託

多数ある公共施設の管理運営について、指定管理者制度の導入を図ります。

なお、施設の目的等を考慮し、相乗効果による利用者数の増加を図るため、複数の公共施設を統合する形態による管理について検討します。

そのような管理の対象として検討すべき公共施設は、以下のとおりです。

- 総合グラウンド、農業者トレーニング・センター
- 大池公園多目的運動広場、健康増進施設
- 歴史民俗資料館、別館

・公共施設の民営化

公共施設のうち、直営ないし出資により運営されているもののうち、民営化に適したものについては、積極的に民営化を図ります。なお、その際には、運営の便宜をも考慮し、統合した形態による民営化について検討します。

民営化を図ることが適当な公共施設は、以下のとおりです。

- 国民健康保険直営診療所、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター
- 大平楽、さわやか市「大平」、ふるさと手づくり村、ふれあいの里（ログハウス）
- 道の駅「しんよしとみ」

・小学校の見直し

当面は、西友枝小学校について、校舎の老朽化という状況及び教育的見地から複式学級の解消が望ましいことに照らして、早急に統廃合を行います。

その後は、少子化に伴う児童、生徒数の推移を見極めつつ、教育的な効果が充分発揮される環境としての適正な規模を確保するため、すべての小学校について統合を検討します。

・地区公民館の見直し

小池及び東上公民館については、地元住民が利用する施設であり、各自治会に移譲します。

・保育所の管理運営の見直し

将来的には保育所を民間に委ねることにより、住民サービスの向上と経費削減を図ります。

・町営住宅の見直し

老朽化の進んでいる町営住宅については、需要等に関して調査を行ったうえで、廃止すべきか、再利用すべきかを検討します。

6 経費の節減合理化等財政の健全化

本町の財政状況については、歳入歳出の状況のみならず、経常収支比率、実質公債比率等の財政指標を視野に入れ、財政構造の弾力性に留意しつつ、健全な財政の堅持に努めます。そのために中期財政計画の策定やバランスシートの作成等、財政状況を常に明確にしておくための方策を講じます。

歳入面においては、自主財源確保のため、地元資源を活用した新たな歳入対策を検討するとともに、税等の徴収率の向上に努めます。

歳出面においては、すべての業務についてコスト意識を確立し、効率化の視点から施策の遂行に伴う経費並びに庁内経費の見直しや節減に取り組みます。

また、町有財産については、利用計画の再点検を行い、その有効活用に努めるとともに、売却できるものについては早期に処分する等の措置を講じます。

さらに、使用料や手数料等についても、受益と負担の均衡を考慮しつつ、受益者負担の見直しを行います。

(具体的検討事項)

- ・ バランス・シート等の作成

バランス・シート（貸借対照表）、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書を作成し、上毛町の現状分析を行い、広く住民に公表します。

- ・ 経常経費の20%削減を目標に掲げ、徹底した節減に取り組みます。

- ・ 公共工事のコスト縮減計画の策定

公共工事のコスト縮減計画を作成し、より安価で安全性やデザイン性の高いものの建設に努めます。

- ・ 巡回バスの見直し

現在運行している巡回バスについては、多大な経費にもかかわらず、乗車率が低迷しているため、ルート等を含め、利便性の向上につながるよう運行体制の見直しを図ります。

7 行政の情報化等行政サービスの向上

IT技術の発展を本町行政に十分に取り込み、地域情報化を推進することにより、行政サービスの向上を図ります。IT技術の活用により、窓口業務の簡素化、効率化という事務改善が実現するのみならず、住民の利便性も向上することが期待されます。また、住民への情報提供においても、ホームページを通じた情報提

供の充実と、住民による情報入手等の利便性の向上を図り、そのための適切なネットワークの構築等に取り組みます。

(具体的検討事項)

- ・インターネットの利活用

行政改革の推進と行政サービスの向上を図る上で、行政の情報化は極めて有効な方策です。

個人情報保護に十分に配慮しつつ、行政情報の電子化とその総合的利用、事務事業のネットワーク化等に積極的に取り組むとともに、各種申請手続の電子化を進め、住民の立場に立った行政サービスの向上に努めます。

- ・ホームページの充実

住民への情報の提供については、広報誌によるものが大部分を占めていますが、今後は、ホームページを通して、より多くの情報をいち早く住民に発信できるように、ホームページの内容の充実を図り、きめ細やかな情報の提供に努めます。

- ・文書管理の見直し

文書管理の見直しにより保存文書の縮減を図り、文書の検索が瞬時に行え、情報公開への住民の要望に円滑に対応できるよう努めます。

- ・庁内 LAN の活用

庁内 LAN の活用により、庁内文書のペーパーレス化と情報の共有化を図ります。なお、その際には個人情報の保護について十分に留意します。

- ・ワン・ストップ・サービスの導入

行政事務において、多岐にわたる住民の相談、要望等処理する地域担当職員を配置する体制を検討します。

第3 地方議会の組織及び運営の合理化

本町においては、合併に際して在任特例を適用し、議員数は24名となり、19年2月の議会議員選挙により定数が14名となりました。

住民代表としての権能を損なうことのないよう留意しつつ、議会が、議会費の占める割合等を考慮したうえで、適宜、議員定数等の見直しに積極的に取り組ま

れるよう期待します。

第4 今後の行政改革の推進

今後の行政運営において、本町は、住民に対する説明責任を十分に果たすとともに、情報公開を推進し、住民の理解と協力を得ながら、住民と行政が一体となった聖域のない行政改革に取り組んでいきます。

この行政改革大綱の推進事項については、数値目標を定めた「集中改革プラン」に沿って計画的に推進し、進捗状況を検証して住民に公表します。

また、時代の動向により、本大綱に盛り込まれた諸課題以外に新たな課題が発生することも考えられますので、絶えず新たな視点に立って行政改革を進めていきます。